

公益財団法人厚木市体育協会競技別選手権大会開催費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人厚木市体育協会の加盟団体(以下「加盟団体」という。)が、公益財団法人厚木市体育協会(以下「体育協会」という。)と共催で競技別の選手権大会を行うとき、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付の対象は、加盟団体が行う各競技の選手権大会、又は市民大会等とし、1年に複数の大会を開催する場合は、その中の一つの大会のみとする。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、前条に規定した大会の開催に直接必要な経費のうち、別表に定めるものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条に規定した助成対象経費の3分の2(千円未満切捨て)とし、限度額を80,000円とする。

(交付申請)

第5条 第2条に該当する助成金の交付を受けようとする加盟団体の代表者(以下「代表者」という。)は、助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、大会開催2週間前までに公益財団法人厚木市体育協会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 開催要項等
- (4) その他会長が必要と認めた書類

(助成金交付の決定)

第6条 会長は、前条の規定により助成金の交付申請を受理したときは、内容を審査の上、適当と認めたものについて、助成金交付決定通知書(第4号様式)により代表者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付を受けた代表者は、事業が終了したときから30日以内に、事業実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第6号様式)
- (2) 収支決算書(第7号様式)
- (3) 大会結果表
- (4) その他会長が必要と認めた書類

2 助成金の交付を受けた代表者は、大会開催経費の支出を証明する書類(領収書等)を5年以上保管し、会長から提出の請求を受けた場合は、速やかに提出しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 会長は、助成金の交付を受けた代表者が、虚偽の申請等をしたときは、助成金交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

2 会長は、前条第1項第2号の収支決算書の決算額が第5条第2号の収支予算書の予算額より減額となった場合は、第4条の規定により助成金の額を変更決定し、助成金変更決定通知書(第8号様式)により、助成金の交付を受けた代表者に通知するものとする。

3 前項の規定により、助成金変更決定通知書を受理した代表者は、既に交付した助成金と変更決定した額との差額を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めなき事項又は疑義が生じた事項については、その都度、体育協会と加盟団体が協議して決定するものとする。

附 則 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

助成対象経費の基準

科 目	内 容
通信運搬費	切手、ハガキ等
印刷製本費	プログラム印刷代等
消耗品費	石灰、ボール、事務用品等
報 償 費	入賞賞品、参加賞等
食 糧 費	役員弁当代等
諸 謝 金	審判員謝礼金等
賃 借 料	車両借上げ料、会場使用料等
保 險 料	参加者保険料等
会 議 費	打合せ会議飲物等

※上記基準以外の科目については、その内容を審査の上決定する。